

📌 今月のポイント

建設事業主に対する助成金 ①



建設業が様々な用途で活用できる「助成金」が政府（厚生労働省）より交付されています。
今月からは「建設事業主に対する助成金」についてご説明していきます。

建設事業主に対する助成金



主な助成金（令和5年度）

コース名		内 容	助成金額
キャリアアップ助成金	正社員化コース	有期雇用労働者を 正規雇用労働者に転換	1人 57万円
トライアル雇用助成金	一般トライアルコース	就職困難な求職者をHW等の紹介 により雇用	1人 4万円×3か月
	若年・女性建設労働者 トライアルコース	35歳未満や女性を対象として 試行雇用	1人 4万円×3か月 (一般トライアルコースの上乗せ)
人材開発支援助成金	建設労働者 認定訓練 コース	認定職業訓練のうち、 建設関連の訓練を実施	・対象経費の 1/6 + ・1人1日 3,800円
	建設労働者 技能実習 コース	若年者の育成と熟練技能の維持・ 向上を図るため、キャリアに応じた 技能講習等を受講	・経費の 3/4～7/10 + ・1人 1日 7,600円
人材確保支援助成金	若年者・女性に魅力ある 職場づくり事業コース	若年者、女性労働者の入職や定着 を目的とした事業を実施	経費の 3/5 ～ 9/20
	作業員宿舎等設置 助成コース	女性専用の作業員施設(更衣室、 浴室、トイレ等)を整備	女性専用の作業員施設の 対象経費の 3/5

共通の要件

1) 助成金申請にあたっては、下記書類等が必要となります。

- ・就業規則等（正社員就業規則、賃金規程、正社員転換規程等）の整備、労基署届出
- ・対象労働者の ① 雇用契約書 ② 出勤簿 ③ 賃金台帳



労働時間を把握・管理し、残業手当等が正しく支給されていることが必須です。



2) 一定期間内に「会社都合の退職者(※)」がいると、助成金は支給されません。



会社側から提示された希望退職制度に応じた退職
人員整理などによる解雇
退職勧奨
労働者の判断(ハラスメント等)による退職



◆次回からは、各助成金を詳しく解説していきます！